

※裏面の「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。

成年後見人等用

基礎年金番号(10桁)で届出する場合は
左詰めでご記入ください。

年金受給権者 通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書
住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

令和 年 月 日提出

① 個人番号(または 基礎年金番号・ 年金コード)	個人番号または基礎年金番号(左詰めで記入)						受給しているすべての年金の 変更を希望する場合は下欄に ✓をしてください。 	変更する年金を指定する場合は以下にご記入ください						②生年月日					
	年金コード							年金コード						明治・大正 昭和・平成 令和	年	月	日		
	年金コード							年金コード											
受給権者氏名	(フリガナ)						年金証書記号番号 (国共)	A	—	—	—								

届書コード		区分																
8	4	1	1															
通知書 送付先	③郵便番号						④(フリガナ)											
							都道府県 郡市 区町村											
							④(フリガナ) 建物名											

届書コード		区分																
8	9	8																
受給権者の 現在の 住民票住所	⑤郵便番号						⑥(フリガナ)											
							都道府県 郡市 区町村											
							⑥(フリガナ) 建物名											

住基更新	日本年金機構から年金をお受け取りされている方は、右について もご確認ください。(日本年金機構から年金をお受け取りされて いない方は、記載不要です。)						⑦変更後住基更新抑止コード(該当する番号を○印で囲んでください)						
							1 ... 住民基本台帳による住所の更新停止を申出します(通知書等は、後見人等住所へ送付します)。						
							0 ... 住民基本台帳による住所の更新を申出します(通知書等は、住民票住所へ送付します)。						
後見人等 氏名	⑩成年後見人等氏名						電話 番号	⑪成年後見人等連絡先					
	(フリガナ)							— —					

実施機関

受付年月日

公金受取口座の利用意思		1. 利用する 2. 利用しない 【1または2いずれかに丸印を記入ください】		※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付及び金融機関の証明は不要です。 公金受取口座については、裏面をご覧ください。 なお、公金受取口座を利用する場合も下記の口座情報は必ずご記入ください。	
年金受取口座に公金受取口座として登録済 の口座を利用するかご記入ください。					

届書コード		区分		届書コード		区分		
8	4	1	1	8	9	8		
変更後の 受取機関	⑥金融機関コード		⑧支店コード		⑨預金種別		⑩預金口座の口座番号	
					1. 普通 2. 当座			
	⑤ 金融 機 関	(フリガナ)		銀行 金庫 信組	信連 農協 漁協 信漁連	(フリガナ)		本店 支店 出張所 本所 支所
	⑤ (ゆう ちょ う銀 行)	⑩貯金通帳の口座番号						金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明欄 口座名義を必ずご確認ください。 貯蓄口座は振込できません。 印
記号(左詰めでご記入ください)		番号(右詰めでご記入下さい)						

※変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関又はゆうちょ銀行の証明を受けてください。
預金通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義フリガナが記載された部分)を添付さ
れる場合は、金融機関の証明は必要ありません。

記入上の注意

1. 住所は、番地、マンション名、〇〇方などまでご記入ください。
2. 複数の年金受給権がある方は、この届出により、他の年金についても送付先の住所を変更します。ただし、平成27年10月1日の一元化前に受給権が発生した年金については、従来どおり、各々の実施機関に届出を行う必要があります。
3. 複数の年金受給権がある方は、受給する年金ごとに受取機関を指定することができます。その場合、年金ごとに異なる口座名義を指定することはできませんので、すべて同じ名義の口座をご用意いただきますようお願いいたします。
お受け取りされているすべての年金の受取機関の変更を希望される方は、□に✓をしてください。その際、年金コードの記入は不要です。
4. 変更後の新しい受取機関へ初めて振り込まれるまでは、念のため、変更前の口座は解約しないようお願いします。

この届書に添えなければならない書類

- 【年金受給権者の成年後見人等であることを証明する以下の書類のうち、いずれか1つを添付してください。】
- ・法務局が証明する「登記事項証明書」(原本)
 - ・後見開始の申立てを受け、家庭裁判所が発行する「審判書の謄本」(コピー可)と「審判確定証明書」(原本)
 - ・市区町村長が証明する「戸籍全部事項証明書」(原本)(※未成年後見人の場合に限り)
- ※いずれも、提出日から6か月以内に発行されたもの(過去に提出されている場合は不要です)
- ◎ 個人番号を記入する場合は、本人確認のための書類(マイナンバーカード両面の写し等)の提出が必要となります。
詳しくはKKR年金相談ダイヤルまたは当会ホームページにてご確認ください。
- ◎ この届書の提出先は、国家公務員共済組合連合会(〒102-8082 千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎)です。
ご不明な点は、KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556(ナビダイヤル)
※0570におかけにできない場合 03-3265-8155(一般電話)へお問い合わせください。

「公金受取口座」について(年金受取口座として公金受取口座を利用する場合)

- ◎ 公金受取口座登録制度とは
- ・公金受取口座登録制度とは、皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座とし、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。
 - ・公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。
- ◎ 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点
- ・公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
⇒年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続とは別に本様式または「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
 - ・公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を受取口座として指定する場合も本様式または「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

(個人情報の利用目的について)

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第15条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。

1. 長期給付の決定及び支払
2. 長期給付に関する情報提供
3. 宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供

(注) 日本年金機構から年金をお受け取りされている方は、下記についてもご確認願います。
(日本年金機構から年金をお受け取りされていない方は、確認不要です。)

- ◎ 住民基本台帳による住所の更新の停止を申出された方は、今後、住所変更があった際には年金事務所への届出が必要となります。
(日本年金機構に個人番号(マイナンバー)の収録がない方も同様)。